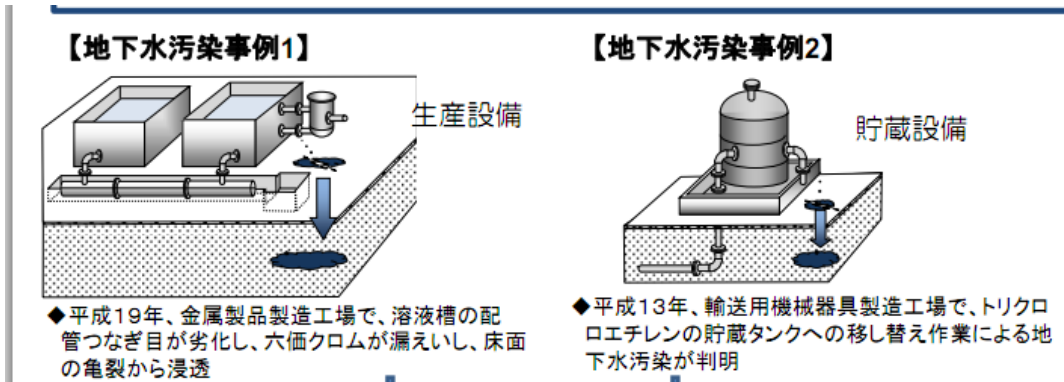


平成 23 年 6 月 22 日公布の改正水質汚濁防止法について

背景：環境省の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明しています。これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが主な原因となっており、地下水は都市用水の約 25% を占める貴重な淡水資源となっています。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難な状況となっています。このことを踏まえ本年 6 月に改正水質汚濁防止法が公布され、地下水汚染に関して規制が強化されましたので主な改正内容を紹介いたします。



地下水汚染の事故事例（中央環境審議会水環境部会 地下水汚染未然防止小委員会資料より）

改正の主な内容

- 1 有害物質貯蔵指定施設が追加されました（指定施設のうち有害物質を貯蔵する施設）有害物質とは以下の物質を指します。

ガドミウム及びその化合物	トリクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
シアン化合物	テトラクロロエチレン	1・1・2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
有機リン化合物	ジクロロメタン	1・3-ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
鉛及びその化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
ひ素及びその化合物	1・2-ジクロロエチレン	シマジン	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1・1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	
ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン	

2 新設、既設にかかわらず有害物質使用又は貯蔵する特定施設に対し構造、設備、使用基準や点検、記録、保存が義務付けされました。

点検基準については、以下に区分されます。

A基準：新設の施設を対象とする

B基準：既設の施設を対象とする

C基準：法施行後3年間の猶予期間に適用する。

対象となる施設	構造基準	点検回数等
施設の設置場所の床面及び周囲	地下浸透防止 流出防止	A基準、B基準、C基準で年1回の目視検査から、週1回まで各基準により決められています。 (C基準に関しては、他より点検の期間が短くなっているようです。)
施設本体	規定なし	
施設本体に付帯する配管等(地上配置)	漏えい防止 漏えい又は地下浸透確認の構造・設備	
施設本体に付帯する配管等(地下配置)	漏えい等(漏えい、地下浸透)防止 漏えい又は地下浸透確認の構造・設備	
施設本体に付帯する排水溝等	地下浸透防止 漏えい又は地下浸透確認の構造・設備	
地下貯蔵施設	漏えい等(漏えい、地下浸透)防止 漏えい又は地下浸透確認の構造・設備	
施設に係る使用の方法	飛散・流出・浸透防止	

3 記録の保存

点検記録は下記の項目に関して記載が必要となり3年間の保存が義務付けされます。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検の方法及び結果
- ・点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
- ・点検年月日
- ・点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名
- ・点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合は、その内容、対応結果を記録、3年間保存しなければならない

(情報は http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18331&hou_id=14280より入手可能です)

改正水質汚濁防止法は公布後1年以内の施行が決められており遅くとも平成24年6月21日までは施行となります。このため該当する施設を所有する事業所様は対応が必要となります。

今回はパブリックコメントの内容を紹介させて頂きましたが、施行の際は若干の修正が入ると思われますその際は新たにお知らせさせて頂きます。産業環境センターでは水質汚濁防止法を始めとする法律解釈等のご相談についても対応させて頂いておりますので気軽にお問合せください。

—最近の法改正—

- ・平成23年10月27日：水質環境基準の見直し
カドミウムの環境基準が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。
- ・平成23年11月1日：水濁法排水基準の見直し
1-1-ジクロロエチレンの排水基準が0.2mg/L以下から1.0mg/L以下に、
浄化措置命令に関する浄化基準が0.02mg/Lから0.1mg/Lに
- ・平成23年12月11日：亜鉛の暫定排水基準の延長
3業種(金融鋳業、電気メッキ業、下水道業)平成28年12月10日まで (文責 東城)